

## 「認知症基本法」と新しい認知症観

### 1. 「認知症基本法」とは何か

2024年に施行された「認知症基本法」は、認知症の人が地域の中で尊厳をもって生きられる社会をつくるための法律です。

従来のように「介護や医療の対象」として捉えるのではなく、**共に生きる社会をつくること**を目的としています。

背景には、認知症の当事者自身が自ら発信し、社会に声を届けるようになったことがあります。

「認知症になっても自分らしく生きたい」、「排除ではなく共生を」と訴える多くの声が、国を動かしました。

これはまさに、「支援される人」から「社会をつくる一員」へという意識の転換を促す法律です。



### 2. 新しい認知症観とは

この法律が示したのは、認知症を「病気」や「できなくなること」で一括りにしない、新しい認知症観です。

認知症とは「記憶や判断力が変化しても、その人なりの理解や意思が存在する状態」であり、誰もがなりうるありのままの人の姿です。

それを前提に考えることで、支援や介護のあり方も変わります。

もし皆さんが、認知症の状態にある親の介護方針を決める会議をしたとします。

その会議に、**本人である親御さんは参加しますか？**

「もう何もわからないだろう」、「意見を聞いても仕方がない」と思って、本人は話し合いのメンバーから外していませんか？

実際には、本人が理解していることも多く、じっくり話をすればきちんと自分の思いを言葉にできる場面もあります。

ところが、認知機能の低下によって言葉を発しづらいこととは別に、周囲の「どうせわかっていない」という偏見や差別的なまなざしが、本人を深く傷つけ、信頼関係を壊し、結果的に認知機能の低下とは関係なく言葉を閉ざしてしまうことにもなります。

「新しい認知症観」とは、こうした思い込みをほどこき、本人の声に耳を傾ける姿勢を取り戻すことでもあります。

### 3. 教育と学びの広がり

法律の施行をきっかけに、社会の学びにも変化が見られます。

たとえば「認知症サポーター養成講座」のテキストは改訂され、本人の尊厳と共生をより強く打ち出す内容に変わりました。認知症当事者の言葉も多く含まれています。

単に支援されるべき存在ではなく、一緒に地域をつくる当事者目線を持つ仲間として考える視点が加わっています。そして「RUN 伴」（認知症の方もそうでない人も一緒に走る認知症啓発を目的としたランニングイベント）や「定食屋きまぐれ」（認知症の方がホールスタッフとして活躍する定食屋イベント）のように、認知症の方も運営に加わったイベントも各地で広がりを見せています。



また、学校教育の中でも、共生社会や福祉の学びに認知症のテーマが取り入れられ始めています。子どもの頃から「認知症は特別なことではない」と知ることは、将来の理解促進の土台になります。

### 4. これから求められること

法律が整った今こそ、問われるのは「現場がどう動くか」です。認知症のある人を「支える側」と「支えられる側」に分けず、同じ目線で関わる社会づくりが必要です。企業、地域、教育が連携し、一人ひとりが偏見や思い込みを手放すこと。それが、認知症基本法の理念を実現する第一歩となります。「認知症基本法」はゴールではなく、**社会全体が“新しい認知症観”に立つためのスタートライン**です。

2025年11月

暮らし部会 木村 誠

（介護福祉士・介護支援専門員・  
認知症ケア専門士）

「ひとりで悩む前に」お気軽にご相談ください。